

◎新潟県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番6から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	新	19.0～24.0メートル	171.1メートル
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番13から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	旧	13.8～22.5メートル	229.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号及び県道島見新発田線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番6から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	新	19.0～24.0メートル	171.1メートル
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番13から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	旧	13.8～22.5メートル	229.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号及び県道島見新発田線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島見新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番6から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	新	19.0～24.0メートル	171.1メートル
北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番13から 同郡同町大字別行字別行沢837番3まで	旧	13.8～22.5メートル	229.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号及び一般国道345号と重用